

## 「指定短期入所生活介護」利用料金表

【介護保険1割負担者】

(1日あたり)

【単位:円】

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金	6,561	7,311	8,106	8,867	9,618
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,904	6,579	7,295	7,980	8,656
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	<b>657</b>	<b>732</b>	<b>811</b>	<b>887</b>	<b>962</b>
4. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7				
5. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	14				
6. 看護体制加算(Ⅳ)	25				
7. 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11				
8. 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	97	107	118	128	138
9. 居住費	1,082				
10. 食事に係る自己負担額	1,802				
自己負担額合計 (3～10の合計)	<b>3,694</b>	<b>3,780</b>	<b>3,870</b>	<b>3,956</b>	<b>4,041</b>

(1日あたり)

利用者負担段階 及び 負担限度額	利用者負担段階	負担限度額(日額)	
		居住費	食費
	第1段階	0	300
	第2段階	430	600
	第3段階①	430	1,000
	第3段階②	430	1,300
	第4段階	1,082	1,802

送迎に係る自己負担額	送迎加算(片道)	201
------------	----------	-----

(要件を満たし次第、算定する加算)

医療連携強化加算	看護職員による定期的巡視・事前に協力医療機関・緊急時対応を定める 急変時医療提供の方針。バルーン・ストマ・褥瘡処置・喀痰吸引などを実施。	64
若年性認知症加算	受け入れた若年性認知症患者ごとに個別に担当者を定め、その者を 中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を実施。	131
療養食加算	管理栄養士・栄養士の管理のもとで、療養食が提供された場合。	9/食
緊急短期入所受入加算	利用者・家族事情により介護支援専門員が緊急短期入所生活介護が必要と 認め、居宅サービス計画に位置付けられていない緊急ショートステイを利用。	98
認知症行動・心理症状緊急 対応加算(7日間のみ)	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が 困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であ ると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合。	218

(1日あたりの利用料金)

負担段階/要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
第1段階	1,196	1,196	1,286	1,372	1,457
第2段階	1,840	1,926	2,016	2,102	2,187
第3段階①	2,240	2,326	2,416	2,502	2,587
第3段階②	2,540	2,626	2,716	2,802	2,887
第4段階	3,694	3,780	3,870	3,956	4,041

# 「指定短期入所生活介護」 利用料金表

## 【介護保険 2 割負担者】

(1日あたり)

【単位:円】

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. サービス利用料金	6,561	7,311	8,106	8,867	9,618
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,248	5,848	6,484	7,093	7,694
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	<b>1,313</b>	<b>1,463</b>	<b>1,622</b>	<b>1,774</b>	<b>1,924</b>
4. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	13				
5. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	28				
6. 看護体制加算(Ⅳ)	50				
7. 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	22				
8. 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	209	230	251	272	292
9. 居住費	1,082				
10. 食事に係る自己負担額	1,802				
自己負担額合計 (3~10の合計)	<b>4,519</b>	<b>4,690</b>	<b>4,870</b>	<b>5,043</b>	<b>5,214</b>

(1日あたり)

利用者負担段階 及び 負担限度額	利用者負担段階	負担限度額 (日額)	
		居住費	食費
	第1段階	-	-
	第2段階	-	-
	第3段階①	-	-
	第3段階②	-	-
	第4段階	1,082	1,802
	送迎に係る自己負担額	送迎加算 (片道)	401

(要件を満たし次第、算定する加算)

医療連携強化加算	看護職員による定期的巡視・事前に協力医療機関・緊急時対応を定める 急変時医療提供の方針。バルーン・ストマ・褥瘡処置・喀痰吸引などを実施。	127
若年性認知症加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を 中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を実施。	261
療養食加算	管理栄養士・栄養士の管理のもとで、療養食が提供された場合。	18/食
緊急短期入所受入加算	利用者・家族事情により介護支援専門員が緊急短期入所生活介護が必要と 認め、居宅サービス計画に位置付けられていない緊急ショートステイを利用。	196
認知症行動・心理症状緊急 対応加算(7日間のみ)	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が 困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であ ると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合。	436

# 「指定短期入所生活介護」利用料金表

## 【介護保険3割負担者】

(1日あたり)

【単位:円】

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. サービス利用料金	6,561	7,311	8,106	8,867	9,618
2. うち、介護保険から 給付される金額	4,592	5,117	5,674	6,206	6,732
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	<b>1,969</b>	<b>2,194</b>	<b>2,432</b>	<b>2,661</b>	<b>2,886</b>
4. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	20				
5. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	42				
6. 看護体制加算(Ⅳ)	75				
7. 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	33				
8. 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	337	368	400	431	462
9. 居住費	1,082				
10. 食事に係る自己負担額	1,802				
自己負担額合計 (3~10の合計)	<b>5,360</b>	<b>5,615</b>	<b>5,886</b>	<b>6,146</b>	<b>6,401</b>

(1日あたり)

利用者負担段階 及び 負担限度額	利用者負担段階	負担限度額(日額)	
		居住費	食費
	第1段階	-	-
	第2段階	-	-
	第3段階①	-	-
	第3段階②	-	-
	第4段階	1,082	1,802

送迎に係る自己負担額	送迎加算(片道)	601
------------	----------	-----

(要件を満たし次第、算定する加算)

医療連携強化加算	看護職員による定期的巡視・事前に協力医療機関・緊急時対応を定める 急変時医療提供の方針。バルーン・ストマ・褥瘡処置・喀痰吸引などを実施。	196
若年性認知症加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を 中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を実施。	392
療養食加算	管理栄養士・栄養士の管理のもとで、療養食が提供された場合。	27/食
緊急短期入所受入加算	利用者・家族事情により介護支援専門員が緊急短期入所生活介護が必要と 認め、居宅サービス計画に位置付けられていない緊急ショートステイを利用。	294
認知症行動・心理症状緊急 対応加算(7日間のみ)	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が 困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であ ると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合。	653